主文

被告人を懲役三年六月に処する。 未決勾留日数中六○○日を右刑に算入する。 訴訟費用は、別紙のとおり、被告人の負担とする。 理由

(本件犯行の背景等)

一 被告人の経歴等

被告人は、滋賀県高島郡で出生し、京都市内の小、中、高校を経て、昭和三二年三月大学を卒業し、昭和三四年にA公団に採用され、昭和六二年九月末には同公団を退職して、関連会社などで勤務し、平成元年八月、同公団が発売するハイウェイカードを同公団から委託を受けて販売することなどを目的とする同公団の関連会社であるB株式会社(以下、「B」ともいう。)に常任参与として入社した。被告人は、平成三年六月のBU支店(以下、「U支店」ともいう。)の開設と同時に支店長に就任し、その後、平成六年六月にBの取締役となり、同年八月一日にU支店がVに移転してBV支店(以下、「V支店」ともいう。)と名称が変わった後も、引き続き、V支店長を勤めていた。

二 C株式会社との取引

被告人がU支店長をしていた平成三年一〇月ころ、C株式会社(以下、 「C」という。) の嘱託社員であり、同社のツーリスト事業部長の肩書を持つ分離 前相被告人DがU支店を訪れ、「Cのツーリスト事業部では旅行の取り扱いをして います。Cは、神戸でベルトコンベアベルトなどを製造している一部上場のE株式会社の一○○パーセント出資の子会社です。親会社のE本社やその関連会社を含め て取引先の社員にハイウェイカードを販売していきたいんです。」と申出をしてきて、ハイウェイカードの取引について説明を聞きにきた。そこで、被告人はDに対し、ハイウェイカードについて、現金で支払わなくてもよく、割引も付いているので、大変便利なカードであるが、まだ束提供がなく、商品としてあまり売れていた。 で、大変便利なカードであるが、未だ市場性がなく、商品としてあまり売れていないが、販売を拡大しようとU支店ができたのであると、熱心に売り込み、また、取 引代金の支払方法として、現金と引換えでハイウェイカードを支給する前払い方式の契約(以下、「前払い契約」という。)と毎月二〇日締めで翌月七日払いの後払い方式の契約(以下、「後払い契約」という。)の二種類がある旨の説明をした。 Dは、当時、多額の借金を抱えており、また自ら経営するF株式会社の事業資金も ひっ迫していたため、後払い契約の方法によるハイウェイカードの取引によって資 金を手に入れ、借金を返済して事業資金も捻出したいと考えた。すなわち、Bから 大量のハイウェイカードを後払い契約で仕入れて金券ショップ等に販売して金を作 り、これを自らの借金返済や事業資金に充て、その代金は、締め日以降翌月の支払 日までの間に新たに仕入れたハイウェイカードを同様の方法で換金して支払うとい う、いわゆる自転車操業による資金繰りを行うことを計画し、しかも、Bから仕入 れたハイウェイカードを仕入れ代金よりも安い金額で金券ショップ等へ販売する心 積もりであった。しかし、Dは、CやBには、仕入れたハイウェイカードで自転車 操業を行う積もりであることや直接金券ショップ等に安売りする積もりであること を秘したまま、契約締結の交渉が進むよう働きかけ、他方、被告人は、ハイウェイ カードの販売拡張のために取引を望んでいたことから、B本社に対し、Cが一部上 場企業のE株式会社の一〇〇パーセント出資の子会社であるから支払能力に問題はなく契約を締結したい旨の上申を行い、平成三年一二月一九日、BとCとの間で、 ハイウェイカードの販売委託契約が後払い契約の形で締結された。Dは、契約当日 に四七○○万円分のハイウェイカードを仕入れて、直ぐに金券ショップに売り捌 き、以後、Dは、概ね、Bから券面額の約九七パーセントで仕入れたハイウェイカ ードを、金券ショップ等へ券面額の約九五パーセントで売り捌いて行こうとし、取 引をすればするほど損失が増大する商売をすることになった。Dは、このように、 自転車操業を行いながらハイウェイカードを仕入れ値以下で販売して、取引をすれ ばするほど損失を増大させ、それを補填するために、さらに取引量を増やして行き、ハイウェイカードの取引量は、券面額で言えば、契約時の平成三年一二月分は 四七○○万円分で始まったが、一年余り経過した後の平成五年二月分は五億六六○ ○万円分となって五億円を超え、そのまた一年経過した後の平成六年二月分は八億 円分を超えるというように、急激に増大して行った。この間、平成五年に入るころから、Dは、BU支店からA公団へのハイウェイカード代金支払日である一〇日こ ろには間に合うが、後払い契約に定めるU支店への代金支払日の七日には代金の支

払が間に合わないという支払遅延を頻繁に起こすようになったが、被告人は、そのことをU支店限りにしてB本社には知らせなかった。平成六年三月中旬、U支店の取引先のGの経営者Hからもたらされた情報により、Cに納品したハイウェイカ言ったところ、DはIという男がDの販売先から買い取って金券ショップに流出されたもので、もので、自分は関係ないと報告してきたので、その顛末書を出させたものの、もので、自分は関係ないと報告してきたので、その顛末書を出させたものの、いものとは思わなかったが、特にそれ以上の調査を行わなかった。U支店の社員のJやKが、Cとの取引量の異常な増加、締め日以降の注文の多さ、支払遅延状況、ハイウェイカードの金券ショップへの流出などから、Dが自転車操業をしているのでいかと疑うようになり、何度かその懸念を被告人に伝えたが、被告人は「私が責任者だからいちいち口を出すな。」などと言ってとりあげなかった。

2 他方、B本社は、Cに対するU支店の取引額が非常に高額になっていたことから、B本社は、Cに対するU支店の取引額が非常に高額になっていたことから、後払い契約による代金の回収に不安を持つようになり、平成五年夏このE株式会社の支払保証の取得を指示するようになり、また、平成六年二月ころ、L部長は、被告人に対し、Cが銀行保証等を取得できない以上、取引を加えいを受けて、させるか、させるが、では契約を解除する旨指示するようになった。これを受けてをおいるので、・・・銀行保証を取るように言われている。」、「銀行保証の差入のでが無理なら親会社のEの保証をつけてくれ。そうでないと契約解除か、何更に対し、では、銀行保証をでは、銀行保証を対し、「のと対し、のと対し、ののとは、保証の体はうまく行かなかった。そこでは、現代になり、とは、なり、とができない。」ということになり、Cの取引を分割することになり、Dは、いわばそのは、ということになり、Cの取引を分割することになり、いわばそのは、しているととになり、Cの取引を分割することになり、いわばそのとけ回とするための会社を探していたところ、知人のMから株式会社N(以下、

「N」ともいう。) の話が持ち込まれた。

三 Nとの取引

TRESTANTION TO THE TOTAL THE TOTAL

2 BのNに対するハイウェイカード取引は、取引開始当初の平成六年一〇月分の販売額は三億四六九三万七八〇〇円であったが、BとCとの取引が減少するにつれて、Nとの取引が急激に増加して行き、C名義での取引が終了した後の平成七年四月分の販売額は一七億九六〇四万八五一二円に上っており、その後、ほぼ毎月二〇億円を超えていた。そして、Nからは、契約時の条件である銀行保証も差し出さ

れず、月三回の支払が励行されることがないばかりか、翌月七日の支払も支払遅延 V支店からA公団への支払日である翌月一○日の直前になって、Dがハイウ ェイカードを金券ショップ等に売り捌いて換金した現金をV支店に持ち込んで支払 をするというような、綱渡り状態が続いていた。平成七年五月二五日に、V支店の 取引先であるGの経営者Hから、V支店に、大量のハイウェイカードが金券ショッ プに出回っているとの連絡が入り、売りに来た者は、いくらでも用意できる、一○ 日に決済があるので、今度七日にまたお願いできないかと話していたというのであり、Q主任が実際に出回っているハイウェイカードのコピーを入手して調査したと ころ、いずれもNに販売したハイウェイカードで、Nから五つの販売先に販売され たはずの物であることが判明した。Q主任はBから仕入れたハイウェイカードをD らが金券ショップに横流ししていると確信し、自転車操業の危険があると記された 報告書を被告人のもとに持参して、被告人がそれなりの対応をしてくれるものと期 待したが、被告人は後で見ておくという感じで、報告書をしまい、反応がなかっ た。そして、被告人は、このことでDを呼び出し、「このような情報が入っているけど本当か。契約解除になるぞ。」と言い、Dは調査する旨答えたのみで、その後の報告はなかったが、被告人もそれ以上の追及はしなかった。そして、Dは、平成 七年五月分のハイウェイカード仕入れ代金二三億七〇九五万六四〇〇円について は、支払日である翌月の六月七日までにBに対して一円の入金もすることができな かった。この時点では、被告人は、「Nが、本当に一流企業に販売しているのであ れば、まず、支払いが遅れるはずはなく、しかも、何か特別の事情があったとしても、全ての販売先企業について代金を払えないような特別の事情で入金が遅れるということもないはずでした。ですから、このことだけでも、Nが自転車操業をしていることが明らか」との認識を示さざるを得なくなっており、気が気ではなく、夜 も眠っていられない状態であった。さらにBV支店からA公団への送金目である同年六月一二日にも全額を工面することができなくて、四億五○○○万円の未払いが 生じ、B本社において、やむなく銀行から借入れをして未払い分をA公団に送金 し、後日、これをNから回収したものの、この支払遅延がB本社の知るところとな り、B本社は、Nの支払能力について強い危機感を抱くに至った。また、平成七年六月分の支払についても、七月七日を過ぎても完済されず、七月一〇日のA公団への支払日にも、三億六五八九万九六八一円の支払遅延となり、前月同様、Bが銀行から供り入れた会をA公団への送金に充てる事態となった。ここに至り、Nの代金 から借り入れた金をA公団への送金に充てる事態となった。 こに至り、Nの代金 の支払遅延は深刻な事態になっており、B本社は、L部長が被告人と電話で連絡を 取りつつ、直接にNと交渉してハイウェイカード代金の回収を確保する必要を認 め、L部長はR営業第一課長を伴い、七月一四日に、大阪のNの事務所に赴き、V 以降の代金は上期支給分の代金は当月末に、下期支給分は翌月七日に全額を支払う こと、右支払が完了しなければ翌月のハイウェイカード販売を行わないことなどを 取り決めたものであり、出席者も了承した。L部長は、同日、V支店の支店長室で、この内容について、被告人に説明をし、内容どおり行うことを指示した。さらに、相手のN側には言わないが、B本社の「腹づもり」として、V支店に対し、七 月及び八月のハイウェイカード代金が各月末までに全額支払われなかった場合で も、翌月七日までは、月末までに支払われた金額を限度としてカードを支給する とを許し、その間に月末までに支払われなかった残額を支払わせて、その後、当月 支給分の残りを支給するものとされ、このこともL部長から被告人へ説明がされ

(罪となるべき事実)

被告人は、A公団委託に係る代金前払い方式の磁気カードであるハイウェイカードの作成及び販売等を業とするB株式会社の取締役兼V支店長として同支店における業務全般を統括していたもの、分離前相被告人Dは、スポーツ用品等の製作及び販売等を業とする株式会社Nから委任を受け、ハイウェイカードの仕入れ、販売等の業務に従事していたものであるが、被告人は分離前相被告人Dと共謀の上、別表記載のとおり、平成七年八月三日ころから同年九月六日ころまでの間、前後一二回にわたり、大阪市中央区本町a丁目b番c号BV支店において、被告人らの利益を図る目的をもって、被告人において、BがNに対しハイウェイカードを代金後払い

の約定で販売するに当たり、前記のとおり、取引額が巨額に上り、銀行保証も差し出されず、Nからの代金回収が危ぶまれていたため、その対策をしていたB本社に対して、オンラインシステムにより販売額等を正確に報告するの○万円をより、それ越えて販売することや、月末までにその月の代金の完済がなかった場合の名別には、その月末までにその月を超えて販売することなどを禁止するから、販売額等を正確に報告するととも出まるとといたのであるから、販売額等を正確に報告するととも出まるととの国収を確保するための措置を講じ、Bのため出実にそのにまするなどして代金の回収を確保するための措置を講じ、Bのため出実によるに対して、日本社に対し、ままでの入金額が二億八一五二万金の○円にとどるの販売額等を報告し、また、右指示に違反し、一五二万五三の○円にとと、の下代金の販売を対し、がイウェイウを超え、あるいは各月に販売を許された右を額を担えて、Nに対し、バイウェイカード合計一八万六七○○大田の○円で販売し、もの下の日額相当の損害を加えたものである。

(証拠の標目)

省略

(弁護人の主張に対する判断)

弁護人の主張は多岐にわたるが、その主なものについて検討する。

ー 犯意がなかった旨の主張について

弁護人は、被告人がNに対する日々のハイウェイカードの販売額等をそのまま正しくオンラインシステムに入力せず、B本社が指示した取引制限額を超えるハイウェイカードを、本社の指示に違反して、Nに販売したのは事実であるが、そうしなければ、Nの代金の支払遅延が発生し、支払遅延が発生すると、BがNとの契約を解除することになり、ハイウェイカード代金が回収できなくなることが予想されたので、それを避けるため、ハイウェイカード代金の回収という、より究極的な任務達成のために、被告人はオンラインシステムへの不正入力を行い、また、本社の指示に違反する取引を行ったものであって、B本社も、取引を継続しながられて、方針であったのだから、被告人に、①自己の利益を図る目的はなく、②Bに損害を生じさせるという認識もなく、③任務違背をするという認識もないので、犯意がなかった旨主張し、被告人も公判廷において、右主張に沿う供述をしているので検討する。

関係各証拠によれば、次の事実が認められる。

被告人はNに販売したハイウェイカードが金券ショップに売り捌かれていると の情報を得ており、後払い契約によるハイウェイカード代金は莫大な額に上り、銀 行保証も差し出されておらず、その代金のV支店への支払遅延が繰り返されていることを知悉しており、しかも、平成七年五月分のハイウェイカード代金二三億七〇九五万六四〇〇円については、支払日である翌月の六月七日までにV支店に対して 一円の入金もなかったことから、被告人は、Nが、本当に一流企業に販売している のであれば、まず、支払が遅れるはずはなく、しかも、何か特別の事情があったと しても、全ての販売先企業について代金を払えないような特別の事情で入金が遅れ るということもないはずであるから、このことだけでも、Nが自転車操業をしていることが明らかであるとの認識を示さざるを得なくなっていた(被告人の検察官調 書・乙一五)。さらにV支店からA公団への送金日である六月一二日にも全額を支 払うことができなくて、四億五〇〇〇万円の未払いが生じ、B本社において、やむなく銀行から借入れをして未払い分をA公団に送金したことにより、支払遅延がB 本社の知るところとなり、B本社は、Nの支払能力について強い危機感を抱くに至 った。そして、B本社では、被告人を東京に呼び、平成七年五月分の代金が回収さ れるまでは新たにハイウェイカードを販売しないよう口頭で指示していたが、被告 人はその指示に従わず、Nにハイウェイカードを支給し、これに気づいたB本社の Nへのハイウェイカード支給に際しては、当分の間営業課長の承認を得て行うこと を指示し、また、七月上旬、B本社のT社長やL部長から、被告人に対し、Nへのハイウェイカード販売額を月額一五億円程度にとどめるよう指示がなされた。しか し、平成七年六月分の支払についても、七月七日を過ぎても完済されず、七月一〇日のA公団への支払日にも、三億六五八九万九六八一円の支払遅延となり、前月同 様、Bが銀行から借り入れた金をA公団への送金に充てる事態となった。 り、B本社は、直接にNと交渉してハイウェイカード代金の回収を確保する必要を

認め、Nの事務所において、V支店から被告人、J主任、N側からD、M、O専務、B本社からL部長らが出席して、協議がなされて合意が成立し、L部長は、前判示のとおり、B本社として、Nに対するハイウェイカード支給制限の指示を被告人に出した。被告人は、平成七年七月中にNに支給したハイウェイカードのうち約五億円分について、B本社の指示する一八億円の制限枠を超えていたため、オンラインシステムに入力・計上することができずにいたので、D、Mに対し、「本社に報告できないものが五億円あるんだ。その支払いをしてくれ。」と請求するとMは、Dに対し、「支店長(被告人のこと)が背任になるぞ。早く代金を回収して支払え。」と何度も言っており、被告人も支払をしてもらえなければ背任になって大変なことになると思っていた。

公判廷において、L部長は、実際にハイウェイカードを支給していながら、オンラインシステムに入力しない被告人の行為は、背信行為以外の何ものでもなく、真実をB本社が知っていたら、契約そのものは破棄して、取引を中止していたと思うと供述し、T社長も、被告人がオンラインシステムに入力してきた不正なデータが正しいとの前提のもとにNに対する対処を考えていたのであり、データが正しければ対処の仕方も異なっていた可能性があり、被告人に裏切られたという感を強くしていると供述している。

右事実によれば、被告人は、被告人の受けたB本社からの指示が、Nの後払い 契約によるハイウェイカード代金が莫大な額に上り、銀行保証もなく、 また、代金 の支払遅延が繰り返される状況にかんがみて、B本社がNの代金支払能力に危機感 を抱き、代金が回収できなくなり、損害が生じるおそれがあることから出されたハ イウェイカードの支給制限の指示であることを知悉していること、被告人は本社の指示を受けた際に究極的な任務達成のため指示には従えない旨の意見の表明などは していないこと、指示に反した取引をB本社に隠すためにオンラインシステムへの 不正入力を行っており、B本社に真相を隠すという背信行為を行っていたこと、被 告人は、平成七年五月分のハイウェイカード代金が支払日である翌月の六月七日ま でに一円の入金もなかったことから、自転車操業をしていることが明らかであると の認識を示していること、B本社の制限枠を超えた五億円分について自己が背任に なる旨の認識を有していたことが認められ、また、Nに対する後払い契約によるハイウェイカードの取引は、被告人の主導のもとV支店が担当していたのであり、巨 額の販売代金が回収できなくなることが明るみに出れば、取締役兼V支店長である 被告人は背信行為や未回収の責任の追及を受け、その地位を失い、あるいは降格等 の身分上の不利益を受けることになりかねない状況にあったものというべきであ り、右各事情を総合勘案すれば、被告人はその地位を失うことをおそれ、自己保身 を図るために、本件指示違反、不正入力を行って任務に背き、また、指示違反をすることによりBに損害を加えるという認識があったものと認めるのが相当である。被告人がその内心において取引継続により代金回収を図る意図を有して指示に違反 したとしても、それは現実的可能性に乏しい単なる期待ないし願望に過ぎないものというべきであって、被告人が、破綻が明らかになるのを先延ばしするために本件 行為に及んだことは否定できないというべきである。

二 Dとの共謀の不存在の主張について

弁護人は、被告人はDに騙されてハイウェイカードを販売していたもので、Dがハイウェイカードを金券ショップに売って、その代金を自転車操業で支払っていたことを知らなかったのであるから、Dとの間で特別背任罪について共謀した事実はない旨主張する。

しかし、被告人がDの自転車操業を知っていたことは、前記一で認定したとおりであるので、本件の具体的な共謀について、検討する。

関係各証拠によれば、次の事実が認められる。

1 被告人は、平成七年七月中に、Nに販売したハイウェイカードのうち約五億円分について、B本社の指示する一八億円の制限枠を超えていたため、オンラインシステムに入力・計上することができずにいたので、Dらに「本社に報告できないものが五億円あるんだ。その支払いをしてくれ。」と言っており、MもDに「支店長(被告人のこと)が背任になるぞ。早く代金を回収して支払え。」と何度も言っていた。七月一八日に六月分の支払遅延分三億六五八九万九六八一円の支払が終わった後、被告人は、七月分のハイウェイカード代金の支払についてDと協議をしていたが、七月下旬になっても、七月分の代金として入金されたのは、請求額二三億円余りに対し、二億八一五二万五三〇〇円であった。七月三〇日に、Dの要請で、被告人は京都ホテルでDと会って七月分の支払について話し合ったが、Dは、「三

一日までに代金全額の支払いは無理だ。一三億円のカードを出して欲しい。一三億円のカードを出してくれたら七月分は清算できる。」と言ってきた。しかし、被告人は、月末までにその月の代金の完済がなかった場合の翌月当初には、その月末までに入金された金額を超えて販売することなどを禁止する旨のB本社の指示を受ていたので、一三億円分のハイウェイカードの交付要求に応じられないところ、「この土壇場になって一三億円などという高額のハイウェイカードを出せば、Dは金券ショップにハイウェイカードを転売したこともある男だから、その一三億円の大きなどで換金する。」と思ったので、このDの交付要求を断ったが、二億一〇〇〇万円分の販売には応じ、この分は七月末日までの入金額に見合う分として、八月一日に販売された。

2 しかし、七月分の代金二三億円余り全額をA公団への支払日八月一〇計の代金二三億円余り全額をA公団への支持人を持力を持力を持ちたので、八月三番の代金一下の大力にあるようでであればない。 V支店でであればない。 V支店でであればない。 Dはには、V支店でであればない。 Dはには、Mもちにには、Mもちにないで、一方では、Mもりには、Mもりにでは、Mもりにでは、Mもりにでは、Mもりにでは、Mもりにでは、Mもりにでは、Mもりにでは、Mもりにでは、「ではいい。」。 とぞうにはないが、「でではいい。」。 とがらればないが、「ではいいにではいると行うというには、「からにないではいるした。」、「からにないではいるした。」、「からにないでは、「からにないではいるした。」、「からにないではいるした。」、「からにないではいるした。」、「からにないが、「からにないが、」、「からにないが、「からにないが、」、「からにないが、「からにないが、」、「からにないが、「からにないが、」、「からにないが、「からにないが、」、「からにないが、「からにないが、」、「からにないが、「からにないが、」、「からにないが、「からにないが、「からにないが、」、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、」」、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、」」、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からにないが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、」」、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、」」」、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からいが、「からい

以上の事実によれば、平成七年七月三〇日に、被告人は京都ホテルでDと会って七月分の支払について話し合った際、Dが、七月三一日までに代金全額の支払は無理であり、一三億円のハイウェイカードを出してくれたら七月分の代金は支払える旨のことを言ったのに対し、被告人は、一三億円分のハイウェイカードの交付で求を一旦は断ったが、しかし、七月分の代金として二三億円余り全額をA公団へ支払日八月一〇日までにV支店に入金しなければならなかったので、八月三日、Dと話し合って、最終的には、七月分の代金支払のためにハイウェイカードを販売することを決断し、その日のうちにV支店で合計一五億九四〇〇万円分のハイウをよることを決断し、その日のうちにV支店で合計一五億九四〇〇万円分のハイウをが支給され、Dはこれらハイウェイカードを売り捌いて金を作り、七月分のとですが支給されば、からに、Dと共謀の上、Nのハイウェイカード代金を表しために、B本社の指示に違反して、ハイウェイカードを支給したものと認めるのが相当であり、Dに騙されてハイウェイカードを支給したものと認めるのが相当であり、Dに騙されてハイウェイカードを支給したものというべきである。

(法令の適用)

省略

(量刑の事情)

本件は、Bの取締役兼V支店長であった被告人が、Nからハイウェイカードに関する業務の全面的な委任を受けていたDと共謀して、BがNに対しハイウェイカードを後払い契約で販売するに当たり、ハイウェイカード代金の回収が危ぶまれていたため、本社からハイウェイカードの販売を制限するように指示されていたのに、その指示に違反して、大量のハイウェイカードをNに販売し、その結果、代金回収ができなくなって、Bに対し巨額の損失を与えたという特別背任の事案である。被告人は、Dが後払い契約の方法によるハイウェイカードの取引に目を付け、Bから大量のハイウェイカードを後払い契約で仕入れて金券ショップ等に販売して金

を作り、これを自らの借金返済や事業資金等に充て、その仕入れ代金は、締め日以

降翌月の支払日までの間に新たに仕入れたハイウェイカードをさらに金券ショップ 等で換金して金を作って支払うという、自転車操業による資金繰りを行い、しか も、Bからのハイウェイカードの仕入れ金額よりも安い金額で金券ショップ等で販 売するので、ハイウェイカード取引を行えば行うほど損失は増大し、それを糊塗す るために益々取引量を増大して行ったのに、当初はDの自転車操業に気づかず、か えって取引量の増大を業績を上げているものと喜んでいたのであるが、Dが金券シ ョップ等へ販売しているとの情報、度重なる代金の支払遅延などから、自転車操業に気づくころには、取引量は巨額に上っており、ハイウェイカードの販売を中止す ことは、代金が回収できなくなり、Bが巨額の損失を被ったことが明るみに出るとであって、自己の責任を免れ得ない状況になっていたため、その地位を失うこ ことであって、自己の責任を免れ得ない状況になっていたため、ての地位を大フことをおそれて、本件犯行に及んだものである。被告人は、DとはCの取引の時から本件のNの取引まで足かけ五年の付き合いであり、Cの取引の時から、Dは支払遅 延を繰り返しており、また、納品したハイウェイカードが金券ショップに流出していることが判明し、さらに部下の社員から取引量の異常な増加、締め日以降の注文 の多さ、支払遅延状況、ハイウェイカードの金券ショップへの流出などから、Dが ハイウェイカードを金券ショップに売り捌いたり、Dが自転車操業をしているので はないかとの懸念が表明されていたのであるから、Dが自転車操業をしていることは容易に気づいたと思われるのに、部下の表明する懸念に対し、真剣に調査もせず に認めようとしなかったため、自転車操業に気づくのが遅れたのであって、 の被告人の責任は軽く見ることはできず、しかも、本件は、本社が危機感を持ち、 本社からハイウェイカードの販売を制限するように明確に指示され、被告人はその 時点では既にDの自転車操業に気づいていたのに、これに違反してハイウェイカードを販売したため、損害額を益々増大させたのであり、また、犯行を隠すため、オ ンラインシステムへの虚偽入力を部下に指示して行わせており、損害額も最終未収 額で約二六億九四六三万円余りもの巨額であること、公判廷において種々の弁解を し、いたずらに他を責めて真摯な反省をしているとは思われないことなどにかんが みると、犯情は良くなく、その刑事責任は重いと言わなければならない。

したがって、被告人は当初はDがハイウェイカードを金券ショップ等に売り捌いて自転車操業をしているのに気づいておらず、気づいたときには巨額の取引量になっており、Dに起因する本件犯行に巻き込まれた面があり、また、本件犯行による金銭的利得を得たことはなく、本件までは真面目に勤め上げており、これまで前科もないことなど、被告人のために酌むべき諸事情を考慮しても、主文掲記の刑に処ちなればない。

するを相当と判断する。

よって、主文のとおり判決する。 平成一三年九月六日

東京地方裁判所刑事第一二部

裁判長裁判官 小 倉 正 三

裁判官 森 本 加 奈

裁判官 野 澤 晃 一・

訴訟費用負担表